

ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料、原料用果汁以外の清涼飲料水の製造基準 項目内訳

- ①殺菌または除菌を行わない製品（容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa以上）に用いる水の製造基準
- ②殺菌または除菌を行わない製品（容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa未満）に用いる水の製造基準
- ③殺菌または除菌を行う製品に用いる水の製造基準

項目名	①	②	③	基準値
アンチモン	○	○	○	0.005 mg/L以下
カドミウム	○	○	○	0.003 mg/L以下
水銀	○	○	○	0.0005 mg/L以下
セレン	○	○	○	0.01 mg/L以下
銅	○	○	○	1 mg/L以下
鉛	○	○	○	0.05 mg/L以下
バリウム	○	○	○	1 mg/L以下
ヒ素	○	○	○	0.01 mg/L以下
マンガン	○	○	○	0.4 mg/L以下
六価クロム	○	○	○	0.02 mg/L以下
シアン (シアンイオン及び塩化シアン)	○	○	○	0.01 mg/L以下
亜硝酸性窒素	○	○	○	0.04 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	○	○	10 mg/L以下
フッ素	○	○	○	2 mg/L以下
ホウ素	○	○	○	5 mg/L以下
亜塩素酸			○	0.6 mg/L以下
塩素酸			○	0.6 mg/L以下
クロロ酢酸			○	0.02 mg/L以下
クロロホルム			○	0.06 mg/L以下
残留塩素			○	3 mg/L以下
四塩化炭素			○	0.002 mg/L以下
1,4-ジオキサン			○	0.04 mg/L以下
ジクロロアセトニトリル			○	0.01 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン			○	0.004 mg/L以下
ジクロロ酢酸			○	0.03 mg/L以下
ジクロロメタン			○	0.02 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン			○	0.04 mg/L以下
ジブロモクロロメタン			○	0.1 mg/L以下
臭素酸			○	0.01 mg/L以下
総トリハロメタン			○	0.1 mg/L以下
テトラクロロエチレン			○	0.01 mg/L以下
トリクロロエチレン			○	0.004 mg/L以下
トリクロロ酢酸			○	0.03 mg/L以下
トルエン			○	0.4 mg/L以下
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)			○	0.07 mg/L以下
ブロモジクロロメタン			○	0.03 mg/L以下
ブロモホルム			○	0.09 mg/L以下
ベンゼン			○	0.01 mg/L以下
ホルムアルデヒド			○	0.08 mg/L以下
有機物等(全有機炭素)			○	3 mg/L以下
味			○	異常でないこと
臭気			○	異常でないこと
色度			○	5度以下
濁度			○	2度以下
芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌		○		陰性であること
腸球菌		○		陰性であること
緑膿菌		○		陰性であること
大腸菌群	○	○	○	陰性であること
細菌数	○	○※	○	100以下/mL

※細菌数が5以下/mLであること